

松江市手作り産業優良技能者表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、松江市内に住所を有する事業所において、松江市の手作り産業に従事し、伝統的技術をはじめとした優れた技能を習得するとともに、技術の改善と向上に努め、産業発展に貢献している優良な技能者の表彰について定めることを目的とする。

(手作り産業の定義)

第2条 前条の規定における松江市の手作り産業とは、製作の主要部分が手作業によるもので、市長が手作り産業と認めた業種をいう。

(表 彰)

第3条 表彰は、前条に定める業種の技能者として15年以上従事し、卓越した技能を有する者に対して市長がこれを行う。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者は、それぞれの業界及びその団体、又は個人より推薦された者の中から、優良技能者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査を経て決定する。

2 前項の選考基準は、市長が別に定める。

(選考委員会の構成)

第5条 選考委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げるものについて市長が委嘱又は任命する。

- (1) 松江商工会議所役員 2人
- (2) 商工会役員 3人
- (3) 学識経験を有する者 3人
- (4) 市職員 2人

(会 長)

第6条 選考委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(委 員)

第7条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 選考委員会は、会長が招集する。

2 選考委員会は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(選考委員会の庶務)

第9条 選考委員会の庶務は、産業経済部ものづくり産業支援センターにおいて所掌する。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日以降、最初に開かれる選考委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年10月4日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年7月9日から施行する。